

「特別免許状授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂（新旧対照表）

※形式的な文言等の修正については、一部以下の新旧において反映は行われておりません。

令和3年5月11日改訂	平成26年6月19日策定
<p><b>第1章 教育職員検定において確認すべき事項</b></p> <p>教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することが適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授与候補者の教員としての資質の確認【第2章第1節】</li> <li>・任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認【第2章第2節】</li> <li>・授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認【第2章第3節】</li> </ul> <p>具体的な内容は、第2章第1節から第3節に示すとおりである。</p> <p><u>なお、既に他の各都道府県教育委員会から特別免許状が授与されている場合は、原則として、他の都道府県教育委員会の判断を尊重しつつ確認を行うことが考えられる。また、臨時免許状を授与している場合や特別非常勤講師制度を活用している場合等は、その実績を十分踏まえて確認を行うことが考えられる。こうした場合、必要に応じて、当該臨時免許状又は特別非常勤講師としての勤務実績及び評価について確認をすることが適当である。</u></p>	<p><b>第1章 教育職員検定において確認すべき事項</b></p> <p>教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することが適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授与候補者の教員としての資質の確認</li> <li>・任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認</li> <li>・授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認</li> </ul> <p>具体的な内容は、第2章第1節から第3節に示すとおりである。</p> <p><u>なお、教育職員検定においては、これらの観点に加え、第2章第4節に示す付加的観点を選択的に用いることも考えられる。</u></p>
<p><b>第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容</b></p> <p><b>第1節 授与候補者の教員としての資質の確認</b></p> <p>第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能</p> <p>教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②の基準に該当することを確認することが考えられるが、次の（例）に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合で、第1節第2項、</p>	<p><b>第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容</b></p> <p><b>第1節 授与候補者の教員としての資質の確認</b></p> <p>第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能</p> <p>教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②に該当することを確認する。</p>

第2節及び第3節の確認が行われた場合には、次の①又は②の基準のみによることなく、各都道府県教育委員会の判断で特別免許状の授与を行うことが適当である。

(例)

1. 外国の教員資格の保有
2. 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
3. 修士号、博士号等の学位の保有（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。）
4. 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。）
5. 大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
6. 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委員会が優れた知識経験を有することを確認するために適切と認める事項の評価

(例) (新設)

①学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

〔省略〕

②教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験
- ・各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験等

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認することが考えられる。

①授与候補者が提出した推薦（第2節の推薦も含み2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。）の内容評価

②本人の申請（志願）理由

第2節 省略

①学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね計600時間（授業史観を含む勤務時間）以上あること。

〔省略〕

②教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における英語等による勤務経験
- ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験

等

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認する。

①授与候補者が提出した推薦状（第2節の推薦状とは別に2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を必ず含む。）の内容評価

②本人の申請（志願）理由書

第2節 省略

### 第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項及び教育職員免許法施行規則第65条の4に定める学識経験を有する者（大学の学長、教職課程を有する学部の学部長、校長等）により行われることが必要である。その際、面接により当該確認を行うことが考えられるが、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他各都道府県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認など必ずしも面接という方法によらないことも許容される。

### （第4節 削除）

## 第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

### 第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物

### 第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質について、第三者の評価を通じて確認は、教育職員免許法第5条第5項に定める学識経験を有する者による面接により行うことが適切である。

### 第4節 付加的観点

第1節に定める要件を十分に満たさない場合についても、各都道府県教育委員会の判断により、次に掲げる観点のいずれかなどを考慮し、特別免許状授与を行うことも妥当であると考えられる。

（例）①外国の教員資格の保有

②修士号、博士号等の学位の保有

③各種競技会における成績

④大学における教職科目の履修

⑤模擬授業の実施による評価

## 第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

### 第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における書類審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物

であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接その他の方法による確認を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

なお、教育職員検定を実施する都道府県教育委員会においては、授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で審査を行うことが求められる。

## 第2節 特別免許状授与申請手続等の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等が学校教育の効果的实施を図るために特別免許状の授与が必要であると考えていることや、授与候補者が例えば転職等により学校現場に参画する際に円滑な移行を行えるよう配慮する必要があることを踏まえ、できるだけ迅速な手続が可能となるよう、手続の在り方については、都道府県教育委員会の事務負担には配慮しつつも、申請は常時受け付けるなど不断の改善を図っていくことが望まれる(受付時期や授与手続に係る期間等)。

また、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、周知する等手続の透明化を図っていくことが求められる。

## 第4章 その他

### 第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、都道府県教育委員会や市区町村教育委員会、勤務校等において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促

であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

## 第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。

## 第4章 その他

### 第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

すことも考えられる。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

## 第2節 省略

### (第3節 削除)

## 第3節 省略

### 第4節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により年間を通して対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主とし

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

## 第2節 省略

### 第3節 特別免許状所有者の配置割合について

特別免許状所有者を指導・支援しながら、学校全体として適せるに教育活動を進めることができる環境を確保するため、特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数（小中一貫や中高一貫の教育課程を編成している場合には、当該課程を担当する全教員数。以下同じ。）の5割以内とすること。このうち、下記※に該当しない特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の2割以内とすること。

なお、主として外国語によって教育を行う場合など教育方針や教育の実施上の特別な理由により上記の特別免許状所有者の配置割合では対応が困難であって、かつ、研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合には、この限りではない。

※ 特別免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験（当該校に限らない）があり、普通免許状所有者と同等に教育活動と呼び校務を担当することができる者と認められる者

## 第4節 省略

### 第5節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に教諭として学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主として

て担当する教員が当該校に配属されていることが必要)。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、放課後や土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合に配置される学習指導員等としての活動についても、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。

また、特別非常勤講師制度を活用して第2章第1節第1項の(例)6.に示す事項を審査することも可能である。

担当する教員が当該校に配属されていることが必要)。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合にも、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。